

# 交通安全通信

だいろくじゅうさんごう  
**第八十二号**  
(春号)

春の全国交通安全運動



みんなで交通ルールを守ろう!  
一人一人の心がけて交通事故をゼロにしよう  
春の全国交通安全運動  
令和6年4月6日～4月15日  
4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」です

【期間】令和六年四月六日から四月十五日までの十日間実施されます。また、四月十日は交通事故死ゼロを目指す日です。  
【スローガン】安全を つなげて広げて 事故ゼロへ

～地域交通安全センター～  
スルガ自動車学校  
〒424-0204  
静岡市清水区興津中町5 2 2 - 1  
フリーダイヤル0120-017-120

- 【運動の重点】
- 一、子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
  - 二、歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
  - 三、自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
  - 四、自分自身と相手を守る交通ルールとマナーの徹底
- 人も車も自転車も

## 清水警察署より

清水警察署交通課 金岩係長  
新入学・新生活は交通事故にも注意しなさい

新入学・新生活の季節となりました。新たなスタートを切る方も多くいらつしやると思いますが、その一方で、いつもと変わらない日々、と思ふ方もいらつしやることでしょう。どちらの方についても言えることは、「交通の流れは変わる」ということです。一人で歩いて通学する小学1年生、自転車で通学する中学1年生・高校1年生、就職・転勤により見知らぬ土地で働く方など、「慣れない場所・方法」で通勤・通学する方がいらつしやいます。慣れない人、初めての人がいれば、流れが変わるのは当然のこと。そこで、皆さんにお願いいたします。改めて、道路とは何か、誰のものか、考えてください。自分の庭のように思つて

## 清水海上保安部より

【海の事故防止・清水海上保安部からのお知らせ】

いませんか？自分とは違うペースで走る車にイライラしていませんか？他の車・自転車・歩行者が邪魔だなと思つていませんか？言うまでもありませんが、道路は皆で利用するもの、あなたのもではありません。また、ルールもあなたが決めるものではありません。道路交通法の目的は「安全と円滑」です。道路を利用する全ての人、自分自身だけでなく、相手のことも考え、ルールを守って安全に行動する。・我先にではなく、思いやり・譲る気持ちを持つ。皆さんの優しい気持ちで、誰もが安心して利用できる道路にしましょう。

## 昨年発生した事故

・昨年発生した事故  
昨年は、幸いなことに子供の事故はありませんでした。一方で釣り人の事故が増え、マリネレジャーの事故では一番多くなりました。

・事故事例  
波が高い中、防波堤にて親子で釣りをしようとしていたところ、お父さんが高い波にさらわれてしまいました。お父さんはライフジャケットを着ておらず、おぼれ、なくなつてしまふ事故が発生しています。  
・海ではライフジャケットの着用を！  
ライフジャケットを着用することはとても大切です。大きなサイズは海に入ると体からずれ上がり脱げてしまふことがあるので、自分の体に合ったサイズを選んでベルトなどで体に密着させるようにしましょう。  
・海へ行くときは大人と一緒に、一人で行動しないようにしましょう。  
万が一事故に遭つたときは、緊急電話（118番）で助けを呼ぶことができます。

す。  
 ・立ち入り禁止の場所や波堤などの危険な場所に入らないようにしましょう。  
 立ち入り禁止になってい  
 るのは、入ると危ないなど  
 の理由があります。気になっ  
 ても入ってはいけません。

安全無くして楽しみ無し！



ライフジャケットを  
正しく着用しよう！



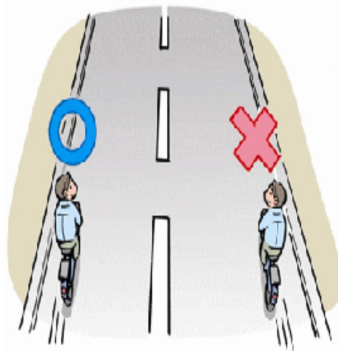
## 自転車ルール

「入学・進級おめでとう  
 うございます。  
 これから新しい環境での  
 生活になり、学校へ行くた  
 めに自転車を使ったり、遊

びへ行くにも自転車を使っ  
 たりするかと思えます。  
 これから自転車に乗る機  
 会が増える皆様に、自転  
 車のルールを再確認して  
 いただき、安全な自転車ラ  
 イフを過ごしていただけれ  
 ばと思います。

### ルールその1 基本は車道を通行する

自転車は「軽車両」とい  
 う車の仲間ですので、車道  
 の左端を通行します。



ただし、歩道を走ること  
 ができる例外があります。  
 ・十二歳未満（小学生まで）  
 や七十歳以上のお年寄りが  
 自転車を運転する場合、  
 「普通自転車歩道通行可」  
 の標識がある場合。

←普通自転車歩道通行可の標識



・車道の左側部分が工事中  
 などで通行できない場合。  
 これらの場合は歩道を通  
 行することができます。

### ルールその2 信号・一時停止を守る

交差点などで信号機があつ  
 た場合は必ず信号に従いま  
 す。黄色信号や歩行者用の  
 青信号が点滅したら進ん  
 だはいけません。点滅や黄色  
 信号は原則「止まれ」です。  
 また、一時停止の標識があ  
 ったならば必ず止まります。  
 しっかりと止まって左右の確  
 認をしてから通行しまし  
 ゃう。理由があつて一時止  
 止にしています。信号無視・  
 一時停止不停止は交通違反  
 です。

←一時停止の標識



### ルールその3 ヘルメットを被る

自転車に乗る時のヘルメッ  
 トは着用義務であり「着用  
 しなさい」という意味では  
 ありません。しかし、もし  
 も事故にあつてしまったと  
 きにヘルメットを被ってい  
 たほうが助かる可能性は格  
 段に上がります。ヘルメッ  
 トを被って自転車に乗るよ  
 うにしましょう。

ヘルメットを着用  
 しましょう！



### ルールその4 夜間はライトをつける

外が暗くなり始めたたら  
 ライトをつけましょう。ライ  
 トをつけることで相手から  
 分かってもらいやすくなり、  
 こちらの見えやすさも上が  
 ります。お互いのためにラ  
 イトをつけましょう。夜間  
 の無灯火運転は違反です。  
 その他、傘さし運転・携  
 帯電話使用（ながら運転）、  
 イヤホンをつけたままでの  
 運転も違反です。車と同じ  
 になりますのでルールをも  
 う一度確認して怪我をしな  
 い・させない運転を心がけ  
 ましょう。

